

議員立法『離婚世帯子ども給付金支給法案』(通称)

令和3年9月以降に離婚し児童手当の受給者となった 子育て世帯に対する特例給付金の支給に関する立法措置

一 趣旨

各自治体から支給される令和3年度子育て世帯への臨時特別給付は、新型コロナウイルス感染症の影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯に対して支給されるものである。

しかし、今回の給付の支給対象が令和3年9月分の児童手当の受給者とされていることから、令和3年9月以降に離婚し児童手当の受給者となった者がその給付を受けることができない。

そこで、現に子どもを養育していることが明らかであるにもかかわらず令和3年度子育て世帯への臨時特別給付を受給することができなかつた世帯を支援するため、当該世帯を対象として特例給付金を支給する必要がある。

二 内容

1 特例給付金の支給

令和3年9月以降に離婚等を理由に児童手当の受給者となった者であって、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付を受給できていないものに対し、特例給付金を支給する。

2 特例給付金の支給額

1の者が養育する18歳以下の子ども一人につき10万円とする。

3 費用負担

特例給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫負担とする。

[※「支給に要する費用」には、養育者を調査・特定するための費用を含む事務費用も含まれる。]

4 差押え等の禁止

特例給付金について、差押え等を禁止する。

5 現に子どもを養育していない者への令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の返還請求等

① 市町村は、特例給付金を支給した場合であって、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けた非養育者（現に子どもを養育していない者）が現に子どもを養育する者に対して財産を交付していないときは、当該非養育者に対し、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に相当する財産の返還を請求することができるものとする。

② 政府は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給時において現に子どもを養育していない者がその給付の受給者となることのないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。